

市道の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、公示の日から2週間建設部道水路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

一宮市長 中野 正康

位置図

S=1/5,000

